

令和6年度

株式会社神戸ウォーターフロント開発機構  
事業概要

港湾局

# 目 次

I	会社設立の趣旨	1
II	会社の概要	2
III	定款	4
IV	令和5年度事業報告	
1	事業実施の概要	12
2	損益計算書	14
3	貸借対照表	15
4	損益明細書	16
V	令和6年度事業計画	
1	事業計画の概要	17
2	予定損益計算書	18
3	予定貸借対照表	19
4	予定損益明細書	20
	(参考) 財務状況推移	21

## I 会社設立の趣旨

神戸港のウォーターフロントエリアは、「『港都 神戸』グランドデザイン」（平成23年3月策定）の土地利用方針及びその実現に向け、今後、概ね10年間で取り組むべき施策の方向性を示した「神戸ウォーターフロントビジョン」（令和4年12月策定）に沿って再開発を進めている。ウォーターフロントのまちづくりは広範囲かつ多岐にわたり、長期に及ぶことから、全体の将来像を踏まえつつ、多様な都市機能、統一感のある街並み形成を誘導する仕組みが重要となる。

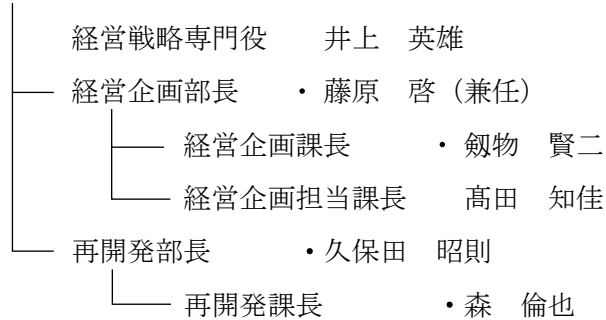
そのため、まちづくりに関わる多様な主体が一体となって、順次形成されるエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的として、当会社を設立した。

## II 会社の概要

- 1 商 号 株式会社神戸ウォーターフロント開発機構
- 2 所 在 地 神戸市中央区新港町11-1 ジーライオンアワーズビル4階
- 3 設 立 令和3年5月31日
- 4 資 本 金 45,000千円（出資金総額 90,000千円のうち、神戸市出資額 90,000千円）
- 5 組 織

代表取締役社長 ・ 岡口 憲義（一般財団法人神戸観光局 副会長）

常務取締役 ・ 藤原 啓



・ 印は本市派遣職員

・ 印は本市を退職した職員（退職派遣を除く）

## 6 社 員 数

令和6年7月1日現在

所 属	専門役	部 長	課 長	主 査	合 計
経営企画部	1 (0)	—	2 (1)	1 (0)	4 (1)
再開発部	—	1 (1)	1 (1)	—	2 (2)
合 計	1 (0)	1 (1)	3 (2)	1 (0)	6 (3)

※ ( ) 内は本市派遣職員で、内数を表す。

## 7 役 員

令和6年7月1日現在

役職名	氏 名	兼 務 する 主 な 職 業
代表取締役社長	岡 口 憲 義	一般財団法人神戸観光局 副会長
常務取締役	藤 原 啓	
取 締 役	鈴 木 理 弘	三菱倉庫株式会社 神戸支店長
〃	長谷川 憲 孝	神戸市港湾局長
〃	酒 井 俊	株式会社三井住友銀行 公共・金融法人部 部長
監 査 役	綴 木 公 子	さくら萌和有限責任監査法人公認会計士

# Ⅲ 定 款

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当社は、株式会社神戸ウォーターフロント開発機構と称し、英文では、Kobe Waterfront Development Inc. と表示する。

### 第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ウォーターフロント開発に関する情報の調査、収集及び提供
2. ウォーターフロント開発に関する事業の企画、調整、支援及び運営の受託等
3. ウォーターフロント開発事業の実施
4. 景観形成、地域の賑わい創出等エリアマネジメントに関する企画、調整及び運営
5. 各種研修・講演会の企画及び実施
6. 公共公益施設等の利活用、管理及び運営
7. 公共公益施設等の設計、建設、整備及び修繕
8. 不動産の売買、賃貸借及び管理
9. 知的財産権の取得、使用、管理及び使用許諾
10. 広告及び宣伝等に関する業務
11. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を兵庫県神戸市に置く。

### 第4条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告による方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

### 第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

### 第6条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しない。

#### 第7条（株式の譲渡制限）

当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

#### 第8条（相続人等に対する売渡しの請求）

当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

#### 第9条（株主名簿記載事項の記録等の請求）

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者と、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、署名又は記名押印し、当会社に共同して提出しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

#### 第10条（自己株式取得の場合の売主追加請求権の排除）

当会社は、株主総会の決議によって、特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

#### 第11条（質権登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の様式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、当会社に提出しなければならない。その変更又は表示の抹消についても同様とする。

#### 第12条（株主割当てによる募集株式の発行）

株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

#### 第13条（手数料）

第9条及び第11条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

#### 第14条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度にかかる定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

#### 第15条（株主の住所等の届け出）

当会社の株主及び登録株式質権者、信託株式の受託者又はその法定代理人は、その氏名又は名称、住所及び印鑑を所定の書式により当会社に届け出るものとする。

2 前項の届出事項に変更があったときも同様とする。

### 第3章 株主総会

#### 第16条（株主総会の招集）

定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

#### 第17条（株主総会の招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。

#### 第18条（株主総会の招集手続）

株主総会を招集するには、株主総会の日から1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、株主総会の日から2週間前までに招集通知を発するものとする。

2 株主総会は、前項の規定にかかわらず、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### 第19条（株主総会の決議事項）

株主総会は、法令又は定款で定める事項を決議する。

#### 第20条（株主総会の決議方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### 第21条（株主総会の決議の省略）

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決権を行使することができる株主の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。



#### 第22条（株主総会における議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第23条（株主総会の議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

### 第4章 取締役

#### 第24条（取締役会の設置）

当社には、取締役会を置く。

#### 第25条（取締役の員数）

当社の取締役は、3名以上とする。

#### 第26条（取締役の選任）

当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数による賛成をもって選任するものとする。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第27条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠あるいは増員のため選任された取締役の任期は、前任者の任期あるいは他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。

#### 第28条（代表取締役）

当社は、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を選定するものとする。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

#### 第29条（役付取締役）

当社は、取締役会の決議により、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて取締役の中から常務、専務その他役付取締役を選定できるものとする。

### 第30条（業務執行）

社長は、当会社の業務を統轄し、他の取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

### 第31条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

### 第32条（非業務執行取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役（以下「非業務執行取締役」という。）との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

### 第33条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

## 第5章 取締役会

### 第34条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順位に従い、他の取締役が前項の任に当たる。

### 第35条（取締役会の招集手続）

取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役及び各監査役に発することを要する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意がある場合には、前項の期間を短縮し、又は通知を省略してこれを開催することができる。

### 第36条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第37条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

#### 第38条（取締役会の議事録）

取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役並びに出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

#### 第39条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

### 第6章 監査役

#### 第40条（監査役の設定）

当会社には、監査役を置く。

#### 第41条（監査役の員数）

当会社の監査役は、1名以上とする。

#### 第42条（監査役の選任）

当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数による賛成をもって選任するものとする。

#### 第43条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

#### 第44条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

#### 第45条（監査役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

#### 第46条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

### 第7章 計算

#### 第47条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。

#### 第48条（剰余金の配当）

当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。

2 配当金には、利息をつけないものとする。

3 配当金が支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当社は支払義務を免れるものとする。

### 附則

#### 第49条（設立に際して発行する株式）

当社の設立に際して発行する株式の総数は、9,000株とし、その発行価額は、1株につき金1万円とする。

#### 第50条（設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額）

当社の設立に際して出資される財産の価額は、金9,000万円とする。

2 当社の成立後の資本金の額は、金4,500万円とする。

#### 第51条（最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和4年3月31日までとする。

#### 第52条（発起人）

発起人の名称、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりとする。

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号

発起人 神戸市

割当てを受ける株式の数 9,000株

払い込む金銭の額 金9,000万円

第53条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

## IV 令和5年度事業報告

### 1 事業実施の概要

令和5年度は、エリアマネジメントの取り組みとして「新港エリアビジョン」を策定し、その実現に向けたプロジェクトチーム会議を地域企業とともに発足したほか、ウォーターフロントエリアの情報を発信する新たなウェブサイトを作成した。また、令和6年4月の神戸ポートタワーリニューアルオープンに向け、運営事業者・関係機関と連携及び調整を行いながら、運営開始の準備や情報発信、イベントの開催などに取り組んだ。加えて、ウォーターフロントエリアのまちづくりを担う都市再生推進法人として、新たに大型ビジョンやイベントスペースの管理運営を開始し、公共空間や公共施設を活用した賑わいの創出を行ったほか、令和4年度に引き続き、ウォーターフロントエリアの情報発信として、エリア内の各施設を運営する事業者と協力・連携し、多様なプロモーション活動を実施した。

#### (1) まちづくり事業

新港エリアにおいて、地域企業や市民の意見を集約し、目指すべきまちの方向性を示した「新港エリアビジョン」を策定するとともに、地域企業により構成される新港エリアマネジメントプロジェクトチーム会議を新たに発足し、ビジョンの実現に向けた取り組みを開始したほか、地域企業のDX推進による活性化を目的に、その実現に向けた支援を行った。また、ウォーターフロントエリア全体の情報発信を一元的に行うウェブサイトを新たに作成したほか、エリア内の夜間景観整備について、その具体化に向けた取り組みを進めた。

プロモーション活動については、令和4年度に引き続き「神戸ウォーターフロントアートプロジェクト」を実施し、リニューアル工事中の神戸ポートタワーでのプロジェクションマッピングや、神戸ポートタワーと神戸海洋博物館を連動させた光と音の演出に加え、新たに世界のアートと触れ合う機会の創出として、参加型のアートイベント「Exposes; Bridge」を開催し、世界で活躍するアーティストと教育機関や周辺事業者、市民の協働によりアート作品を制作し、その展示を行った。また、ホームページやSNS、誌面などの各メディアを通じて、当社が行うイベントを含むウォーターフロントエリアの情報発信を行うとともに、他都市での現地プロモーション等を実施した。

#### (2) 再開発事業

神戸ポートタワーリニューアルオープンに向け、令和5年度に選定した運営事業者や本市と適宜協議を行いながら、運営開始に向けた内装工事や情報発信をはじめとした全体調整を行うとともに、運営開始後の施設維持管理を適切に行うための計画作成及び事業者選定等を実施した。また、リニューアルオープンに先駆けて行われた神戸ポートタワーの点灯再開に合わせて、市民も参加可能なイベントを開催したほか、開業60周年記念事業としてローカルフードフェスを開催するなど、リニューアルオープンに向けた機運の醸成を図った。

さらに、新港第1～第2突堤間水域活用や第2突堤基部倉庫解体後の跡地活用など、次期再開発の具体化に向けた企業誘致活動を実施し、事業スキームの検討及び事業要件の整理を進めた。

### (3) 公共空間活用事業

本市と締結した都市利便増進協定に基づき、新たに本市がメリケンパークのステージに設置した大型ビジョンの管理運営を令和5年5月より開始し、エリアのプロモーションや各施設の案内、イベント情報等を発信したほか、イベント時に大型ビジョンを活用いただくための利用調整を行った。また、人の流れや賑わいの創出を発生させるための新たなスポットとして、新港第1突堤西側緑地をイベントスペースとして令和5年7月より運営するなど、新たな事業を開始した。

そのほか、例年開催している街歩きイベント（シティロゲイニング in KOBE）に加え、新たに神戸ジャズ100周年を機に開催された「神戸ジャズセンテニアル」において、当会社より働きかけを行い、ウォーターフロントエリアへステージの誘致を行うなど、賑わい創出の一助となる取り組みを行った。

## 2 損益計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日、単位：円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	254,865,992	営業収益	269,231,091
ウォーターフロント関係事業費	254,865,992	ウォーターフロント関係事業収入	269,231,091
一般管理費	42,654,577		
雑損失	181,819	営業外収益	29,915,209
		受取利息	2,117
		雑収入	29,913,092
合計	297,702,388	合計	299,146,300
		税引前当期純利益	1,443,912
		法人税、住民税及び事業税	1,263,124
		法人税等調整額	△285,504
		当期純利益	466,292
		前期繰越利益剰余金	18,510,430
		繰越利益剰余金	18,976,722

※ 神戸市からの収入

- (1) 負担金 157,535 千円  
(2) 受託料 107,258 千円



3 貸借対照表

(令和6年3月31日現在、単位：円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	251,317,351	(負債の部)	239,475,656
現金及び預金	137,339,490	流動負債	155,160,156
貯蔵品	2,141,660	未払金	127,341,715
前払費用	1,112,787	未払費用	543,795
未収入金	104,044,320	未払法人税等	355,900
未収消費税等	4,575,000	前受金	44,825
繰延税金資産	2,104,094	預り金	1,741,262
		仮受金	21,711,876
固定資産	97,135,027	賞与引当金	3,420,783
有形固定資産	38,131,769		
建物	11,351,817	固定負債	84,315,500
建物附属設備	25,829,606	預り敷金	84,315,500
工具器具備品	950,346		
投資その他の資産	59,003,258	(純資産の部)	108,976,722
敷金	58,819,296	株主資本	108,976,722
繰延税金資産	183,962	資本金	45,000,000
		資本剰余金	45,000,000
		資本準備金	45,000,000
		利益剰余金	18,976,722
		その他利益剰余金	18,976,722
		繰越利益剰余金	18,976,722
資産合計	348,452,378	負債及び純資産合計	348,452,378

#### 4 損益明細書

##### (1) 収入内訳表

(単位：円)

区 分	合 計	内 訳			
		事 業 収 入	受 託 収 入	負 担 金 収 入	そ の 他
ウォーターフロント関係事業収入	269,231,091	4,438,433	107,258,000	157,534,658	—
受 取 利 息	2,117	—	—	—	2,117
雑 収 入	29,913,092	—	—	—	29,913,092
合 計	299,146,300	4,438,433	107,258,000	157,534,658	29,915,209

##### (2) 支出内訳表

(単位：円)

区 分	合 計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減 価 償 却 費	そ の 他
ウォーターフロント関係事業費	254,865,992	45,091,982	209,286,827	487,183	—
一 般 管 理 費	42,654,577	21,864,772	20,232,544	557,261	—
雑 損 失	181,819	—	—	—	181,819
合 計	297,702,388	66,956,754	229,519,371	1,044,444	181,819

##### (3) 収支内訳表 (営業収支)

(単位：円)

区 分	収 入	支 出	収 支 差
ウォーターフロント関係事業費	269,231,091	254,865,962	14,365,129
一 般 管 理 費	—	42,654,577	△42,654,577
合 計	269,231,091	297,520,539	△28,289,448

## V 令和6年度事業計画

### 1 事業計画の概要

令和6年度は、4月にリニューアルオープンした神戸ポートタワーについて、民間活力による新たな運営を進めていく。また、新港エリアビジョンの実現に向け、昨年度発足した新港エリアマネジメントプロジェクトチーム会議を中心に取り組みを具体化していくほか、ウォーターフロントエリア全体の情報発信を一元的に行うウェブサイトを活用し、戦略的かつ効果的なブランディングを行うなど、エリアマネジメントの推進を図る。さらに、新港第2突堤基部倉庫跡地や税関南倉庫跡地の事業化に向けた取り組みを進めるとともに、都市再生推進法人の指定を受けたまちづくり会社として、公共空間や公共施設を活用した事業を積極的に展開することにより、安定的な収益確保を図り、自立的な経営体制の確立へと繋げていく。

#### (1) まちづくり事業

- ア 地域企業で構成されるプロジェクトチームを中心とした、新港エリアビジョンの実現に向けた取り組みの推進
- イ ウォーターフロントエリア全体の情報発信を一元的に行うウェブサイトの活用による、戦略的かつ効果的なブランディングの形成
- ウ 2025年のジーライオンアリーナ神戸開業を契機とした、エリアの認知度向上を目的とした事業の実現に向けた取り組みの実施
- エ ウォーターフロントエリア内の各施設を運営する事業者との協力・連携による多様な媒体を通じたプロモーション活動の実施

#### (2) 再開発事業

- ア リニューアルオープンした神戸ポートタワーについて、民間企業のノウハウ活用による“地域で愛され、世界に認知される神戸のランドマーク”としての新たな運営
- イ 新港第2突堤基部倉庫解体後の跡地及びその周辺の活用や、税関南倉庫の跡地活用など、次期再開発の具体化に向けた企業誘致活動及び事業スキームの検討、事業要件整理の実施

#### (3) 公共空間活用事業

- ア メリケンパーク内ステージに設置された大型ビジョンによる情報発信や神戸ポートタワー等のライトアップを活用した賑わいの創出、新港第1突堤西側緑地におけるイベントスペースの活用等によるウォーターフロントエリアへの誘客及びこれらの積極的な事業展開による収益の確保
- イ 公共空間の活用による、地域企業との協働でのイベント開催等、賑わいの創出

## 2 予定損益計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日、単位：千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	369,715	営業収益	412,342
ウォーターフロント関係事業費	369,715	ウォーターフロント関係事業収入	412,342
一般管理費	46,324	営業外収益	5,513
		受取利息	2
		雑収入	5,511
合計	416,039	合計	417,855
		税引前当期純利益	1,816
		法人税、住民税及び事業税	795
		当期純利益	1,021
		前期繰越利益剰余金	18,977
		繰越利益剰余金	19,998

※ 神戸市からの収入

- (1) 負担金                   151,818 千円
- (2) 受託料                   87,300 千円

3 予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在、単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	112,244	( 負 債 の 部 )	99,395
現金及び預金	109,740	流 動 負 債	14,929
未 収 入 金	400	未 払 金	9,401
繰延税金資産	2,104	未 払 費 用	544
		未払法人税等	164
固 定 資 産	97,148	未払消費税等	314
有形固定資産	37,659	預 り 金	1,085
建 物	10,636	賞与引当金	3,421
建物附属設備	23,834		
工具器具備品	3,189	固 定 負 債	84,466
投資その他の資産	59,489	預 り 敷 金	84,466
敷 金	59,305		
繰延税金資産	184	( 純 資 産 の 部 )	109,997
		株 主 資 本	109,997
		資 本 金	45,000
		資 本 剰 余 金	45,000
		資 本 準 備 金	45,000
		利 益 剰 余 金	19,997
		そ の 他 利 益 剰 余 金	19,997
		繰越利益剰余金	19,997
資 産 合 計	209,392	負 債 及 び 純 資 産 合 計	209,392

#### 4 予定損益明細書

##### (1) 収入内訳表

(単位：千円)

区 分	合 計	内 訳			
		事 業 収 入	受 託 収 入	負 担 金 収 入	そ の 他
ウォーターフロント関係事業収入	412,342	173,224	87,300	151,818	—
受 取 利 息	2	—	—	—	2
雑 収 入	5,511	—	—	—	5,511
合 計	417,855	173,224	87,300	151,818	5,513

##### (2) 支出内訳表

(単位：千円)

区 分	合 計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減 価 償 却 費	そ の 他
ウォーターフロント関係事業費	369,715	58,198	310,192	1,325	—
一 般 管 理 費	46,324	21,455	22,167	2,702	—
合 計	416,039	79,653	332,359	4,027	—

##### (3) 収支内訳表 (営業収支)

(単位：千円)

区 分	収 入	支 出	収 支 差
ウォーターフロント関係事業費	412,342	369,715	42,627
一 般 管 理 費	—	46,324	△46,324
合 計	412,342	416,039	△3,697

## (参考) 財務状況推移

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	4→5増減
損益計算書 (P/L)	営業利益	18,105	970	△ 28,289	△ 29,259
	営業収益	206,794	308,002	269,231	△ 38,771
	営業費用	188,689	307,032	297,520	△ 9,512
	うち販売費及び一般管理費	142,737	241,381	229,519	△ 11,862
	うち人件費	44,247	64,625	66,957	2,332
	うち減価償却費	1,704	1,026	1,044	18
	営業外利益	2,723	7,095	29,733	22,638
	営業外収益	3,219	7,095	29,915	22,820
	営業外費用	496	0	182	182
	うち支払利息	0	0	0	0
	経常利益	20,829	8,065	1,444	△ 6,621
	特別利益	0	△ 617	0	617
	特別利益	0	0	0	0
	特別損失	0	617	0	△ 617
	法人税等	6,800	2,967	978	△ 1,989
当期純利益	14,029	4,481	466	△ 4,015	
前期繰越利益剰余金	0	14,029	18,510	4,481	
繰越利益剰余金	14,029	18,510	18,976	466	
貸借対照表 (B/S)	資産合計	242,002	241,601	348,452	106,851
	流動資産	222,467	222,983	251,317	28,334
	固定資産	19,536	18,618	97,135	78,517
	うち建物	4,152	3,922	11,352	7,430
	負債合計	137,973	133,091	239,476	106,385
	流動負債	137,973	128,416	155,160	26,744
	うち短期借入金	0	0	0	0
	固定負債	0	4,675	84,316	79,641
	うち長期借入金	0	0	0	0
	純資産合計	104,029	108,510	108,977	467
	株主資本	104,029	108,510	108,977	467
	資本金	45,000	45,000	45,000	0
資本剰余金	45,000	45,000	45,000	0	
利益剰余金	14,029	18,510	18,977	467	
評価換算差額等	0	0	0	0	